

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年3月28日

【会社名】 株式会社セレス

【英訳名】 CERES INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 都木 聡

【本店の所在の場所】 東京都港区北青山三丁目5番15号  
(注)平成30年4月1日から本店は下記に移転する予定であります。  
本店の所在の場所 東京都世田谷区用賀四丁目10番1号

【電話番号】 03-5797-3347

【事務連絡者氏名】 常務取締役 兼 管理本部長 小林 保裕

【最寄りの連絡場所】 東京都世田谷区用賀四丁目10番1号

【電話番号】 03-5797-3347

【事務連絡者氏名】 常務取締役 兼 管理本部長 小林 保裕

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成30年3月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成30年3月27日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金配当の件

##### イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金12円

総額130,554,756円

##### ロ 効力発生日

平成30年3月28日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

イ 当社における今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）の一部について所要の変更を行うものであります。

ロ 当社の本社機能の移転に伴い、本社所在地に本店を移転すべく、現行定款第3条（本店の所在地）について所要の変更を行うものであります。

ハ 当社の取締役会及び監査役会の運営に柔軟性をを持たせるため、現行定款第19条（取締役の員数）及び第32条（監査役の員数）について所要の変更を行うものであります。

#### 第3号議案 取締役6名選任の件

都木聡、野崎哲也、小林保裕、高橋秀明、畑慎也、多田斎の6氏を取締役に選任するものであります。

#### 第4号議案 監査役3名選任の件

高橋由人、上杉昌隆、兼山千勢の3氏を監査役に選任するものであります。

#### 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

鈴木亮太を補欠監査役に選任するものであります。

### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金配当の件	51,242	336	0	(注)1	可決 (72.23)
第2号議案 定款一部変更の件	49,205	2,375	0	(注)2	可決 (69.36)
第3号議案 取締役6名選任の件					
都木 聡	51,434	146	0	(注)3	可決 (72.50)
野崎 哲也	51,464	116	0		可決 (72.54)
小林 保裕	51,459	121	0		可決 (72.54)
高橋 秀明	51,464	116	0		可決 (72.54)
畑 慎也	51,443	137	0		可決 (72.51)
多田 斎	50,913	667	0		可決 (71.77)

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第4号議案 監査役3名選任の件					
高橋 由人	49,396	2,184	0	(注)3	可決 (69.63)
上杉 昌隆	51,451	129	0		可決 (72.52)
栗山 千勢	50,506	1,074	0		可決 (71.19)
第5号議案 補欠監査役1名選任 の件				(注)3	
鈴木 亮太	49,912	1,668	0		可決 (70.36)

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。  
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。  
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。